

議案第 90 号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 13 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙の
とおり専決処分する。

平成31年3月31日

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成18年渋川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条中「支払回数割保険税額」の次に「（法第718条の3第2項に規定する支払回数割保険税額をいう。以下同じ。）」を加える。

第23条第1項中「特別徴収対象年金給付」の次に「（法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）」を加える。

第24条中「額とする。」を「額」に改める。

第26条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第26条の2中「第26条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加える。

附則第5項中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附則第8項中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

茨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（課税額） 第2条（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（特別徴収税額の納入の義務等） 第21条 年金保険者は、支払回数割保険税額（<u>法第718条の3第2項に規定する支払回数割保険税額をいう。以下同じ。</u>）を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。</p> <p>（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収） 第23条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付（<u>法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。</u>）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2（略）</p> <p>（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収） 第24条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数</p> | <p>（課税額） 第2条（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（特別徴収税額の納入の義務等） 第21条 年金保険者は、支払回数割保険税額_____を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。</p> <p>（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収） 第23条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付_____の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2（略）</p> <p>（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収） 第24条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数</p> |

割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1)～(3) (略)

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第26条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第27条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2

割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1)～(3) (略)

(国民健康保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第26条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第27条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第26条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2

第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。））」とする。

附 則
(経過措置)

5 本市の国民健康保険の被保険者のうち、施行日前に国民健康保険法第116条の2の規定により合併前の市町村の国民健康保険の被保険者とされていたもの及び施行日以後に同条の規定により本市の国民健康保険の被保険者とされる者のうち、病院等への入院等の際、合併前の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものに対する平成17年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ合併前の条例の例による。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。））」とする。

第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。））」とする。

附 則
(経過措置)

5 本市の国民健康保険の被保険者のうち、施行日前に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により合併前の市町村の国民健康保険の被保険者とされていたもの及び施行日以後に同条の規定により本市の国民健康保険の被保険者とされる者のうち、病院等への入院等の際、合併前の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものに対する平成17年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ合併前の条例の例による。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。））」とする。

令和元年度 賦課限度額の引き上げ及び軽減対象区分の拡大による影響について

①賦課限度額の引き上げ

平成30年度 医療：580,000円、支援：190,000円、介護：160,000円＝合計930,000円

令和元年度 医療：610,000円、支援：190,000円、介護：160,000円＝合計960,000円

| | 医療分 | | 支援分 | | 介護分 | | 合計：円 |
|-----|---------|------------|---------|------------|---------|-----------|-------------|
| | 限度超過世帯数 | 限度超過額：円 | 限度超過世帯数 | 限度超過額：円 | 限度超過世帯数 | 限度超過額：円 | |
| 改正前 | 166 | 78,905,344 | 168 | 25,756,655 | 58 | 6,125,137 | 110,787,136 |
| 改正後 | 154 | 74,154,536 | 168 | 25,756,655 | 58 | 6,125,137 | 106,036,328 |
| 影響額 | 12 | 4,750,808 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,750,808 |

※ 影響額の内訳：3万円増税：154世帯/4,620,000円 3万円以下の増税：12世帯/130,808円 合計4,750,808円

②軽減対象区分の拡大

平成30年度 5割軽減：33万円＋27万5千円×被保険者数、2割軽減：33万円＋50万円×被保険者数

令和元年度 5割軽減：33万円＋28万円×被保険者数、2割軽減：33万円＋51万円×被保険者数

| | | 医療分 | | 支援分 | | 介護分 | | 合計：円 | 総世帯数 | |
|-----|----|-------|-------------|-------|------------|-------|------------|-------------|--------|-------|
| | | 世帯 | 軽減額：円 | 世帯 | 軽減額：円 | 世帯 | 軽減額：円 | | 医療支援 | 介護 |
| 改正前 | 7割 | 3,287 | 132,294,400 | 3,287 | 47,319,300 | 1,315 | 16,327,500 | 195,941,200 | | |
| | 5割 | 1,822 | 62,868,000 | 1,822 | 22,339,125 | 673 | 6,420,500 | 91,627,625 | | |
| | 2割 | 1,397 | 20,026,800 | 1,397 | 7,109,100 | 542 | 2,134,800 | 29,270,700 | | |
| | 計 | 6,506 | 215,189,200 | 6,506 | 76,767,525 | 2,530 | 24,882,800 | 316,839,525 | 11,735 | 5,154 |
| 改正後 | 7割 | 3,287 | 132,294,400 | 3,287 | 47,319,300 | 1,315 | 16,327,500 | 195,941,200 | | |
| | 5割 | 1,854 | 63,893,500 | 1,854 | 22,703,625 | 682 | 6,507,000 | 93,104,125 | | |
| | 2割 | 1,431 | 20,258,000 | 1,431 | 7,306,200 | 562 | 2,206,800 | 29,771,000 | | |
| | 計 | 6,572 | 216,445,900 | 6,572 | 77,329,125 | 2,559 | 25,041,300 | 318,816,325 | 11,735 | 5,154 |
| 影響額 | 7割 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 5割 | 32 | 1,025,500 | 32 | 364,500 | 9 | 86,500 | 1,476,500 | | |
| | 2割 | 34 | 231,200 | 34 | 197,100 | 20 | 72,000 | 500,300 | | |
| | 計 | 66 | 1,256,700 | 66 | 561,600 | 29 | 158,500 | 1,976,800 | | |

※①、②ともに平成30年度3月末時点のデータにより試算（所得増減、被保険者数については増減なしで試算）